

訂正

資料提供

令和4年3月16日
茨城県産業戦略部産業政策課
担当：郡司
TEL 029-301-3515
Email shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

「茨城県 産業戦略部 からのお知らせです (2022. 3月号)」について (訂正)

令和4年3月15日付で資料提供しました「茨城県 産業戦略部 からのお知らせです (2022. 3月号)」について、文章の誤りがございました。

ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

- ・ 件名：「茨城県 産業戦略部 からのお知らせです (2022. 3月号)」
- ・ 訂正箇所：4ページ目本文

(正)

茨城県では、中小企業等経営強化法に基づき、新サービスの提供や新商品の開発等の新たな取組を行い経営基盤の強化を目指す「経営革新計画」の承認を受けた事業者の中から、様々な創意工夫により経営の向上を果たした事業者の取組をご紹介させていただき、「経営革新計画事例集」を作成しております。

(誤) ※下線部

~~茨城労働局では、令和4年4月1日より「女性活躍推進法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合茨城県では、中小企業等経営強化法に基づき、新サービスの提供や新商品の開発等の新たな取組を行い経営基盤の強化を目指す「経営革新計画」の承認を受けた事業者の中から、様々な創意工夫により経営の向上を果たした事業者の取組をご紹介させていただき、「経営革新計画事例集」を作成しております。~~

※ メールマガジン (2月号) の文章の一部が残ったままになっていたため、当該部分を削除するものです。

◆◆◆ 5. 【情報】 令和3年度経営革新計画事例集のご紹介

~~茨城労働局では、令和4年4月1日より「女性活躍推進法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合茨城県では、中小企業等経営強化法に基づき、新サービスの提供や新商品の開発等の新たな取組を行い経営基盤の強化を目指す「経営革新計画」の承認を受けた事業者の中から、様々な創意工夫により経営の向上を果たした事業者の取組をご紹介させていただき、「経営革新計画事例集」を作成しております。~~

(略)

令和4年3月15日
茨城県産業戦略部産業政策課
担当：郡司
TEL 029-301-3515
Email shorobu1@pref.ibaraki.lg.jp

県産業戦略部では、主に企業の方に向けたメールマガジンを毎月発行しておりますので、記者クラブの皆様へ資料提供させていただきます。(Eメールでの定期配信をご希望の場合は、上記担当までご連絡ください)

茨城県 産業戦略部 からのお知らせです (2022.3月号)



《 目 次 》

1. 【情報】雇用調整助成金の助成率を最大 10/10 に引き上げる特例措置が適用中です！
2. 【情報】〔女性活躍推進法〕一般事業主行動計画策定義務が拡大されます！
3. 【情報】厚生労働省「働き方改革特設サイト」で企業の取り組みを紹介！
4. 【情報】技術情報流出防止のために御協力を（県警からのお知らせ）
5. 【情報】令和3年度経営革新計画事例集のご紹介！
6. 【告知】「企業経営者が考える成長期待度」に係るアンケート調査にご協力ください！
7. 【情報】茨城の“新”名物料理「いばらきガパオ」が誕生しました！





1. 【情報】雇用調整助成金の助成率を最大 10/10 に引き上げる特例措置が適用中です！

雇用調整助成金は、事業主が従業員に休業手当を支払う場合に、その一部を助成する制度です。現在、茨城県内全域がまん延防止等重点措置の対象区域となり、雇用調整助成金の助成率を最大 10/10 に引き上げる特例が適用になっております。特例の対象となる期間は令和 4 年 1 月 27 日～4 月 30 日までの予定です。助成限度額は日額 15,000 円/人に、助成率は最大で 10/10 が適用されます。

また、事情により休業手当を受けられない中小企業の従業員向けに、国が直接給付する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」も、休業期間が令和 4 年 6 月末まで延長される予定です。

なお、上記の内容は随時更新されていますので、下記 URL から最新の情報をご確認ください。

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（パート・アルバイト対象）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

問い合わせ先電話：0120-60-3999

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

問い合わせ先電話：0120-221-276

【問い合わせ先】

県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645 E-mail：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp



2. 【情報】〔女性活躍推進法〕一般事業主行動計画策定義務が拡大されます！

令和 4 年 4 月 1 日から、女性活躍推進法の改正により、101 人以上 300 人以下の事業主にも以下(1)～(4)が義務となります。

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- (2) 1 つ以上の数値目標を定めた「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、公表
- (3) 行動計画を策定した旨の労働局への届出
- (4) 女性の活躍に関する 1 項目以上の情報公表

「行動計画」とは、(1)の状況把握、課題分析の結果を勘案し、自社の実態に即した「女性の職業生活に資する目標」を設定した計画書のことです。「計画期間」「数値目標」「取組内容」「取組の実施時期」を盛り込む必要があります。

法施行直前となりました！新たに義務の対象となる事業主のみなさまは、至急の対応をお願いいたします！

なお、厚生労働省では行動計画や、自社の女性の情報公表先として「女性の活躍推進企業データベース」の活用を推奨しています！本サイトでは、先行する他社の取組を検索し、計画策定のヒントとすることもできます。

また、厚生労働省の「女性活躍法特集ページ」には、計画策定に関するパンフレットやプログラムが掲載されておりますので、是非ご利用ください。

* 行動計画の計画期間が満了した場合は、次期行動計画を新たに策定し、所定の届出用紙により労働局へ届け出る必要があります。

女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 相談・指導部門

〒310-8511 水戸市宮町 1 丁目 8-31 茨城労働総合庁舎 6F

TEL：029-277-8295 FAX：029-224-6265



3. 厚生労働省「働き方改革特設サイト」で企業の取り組みを紹介！

厚生労働省の「働き方改革特設サイト」にて、県内の中小企業の取り組みが紹介されています。時間外労働の削減や多様な休暇制度など、カテゴリー別に100以上の事例が紹介されていますので、ぜひご覧ください！

○県内企業の取り組み

- ・株式会社菊正塗装店（建設業）
現場も事務も全ての社員がテレワーク可能に
<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/file99/>
- ・株式会社トレンディ茨城（運輸業）
業務マニュアルの作成で業務の効率化と年次有給休暇取得を向上
<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/file77/>
- ・ペンギンシステム株式会社（情報通信業）
業界特性に合った制度で、メリハリのある働き方へ
<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/file80/>

【問い合わせ先】

県産業戦略部労働政策課

TEL：029-301-3635（直通）

E-mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

4. 【情報】技術情報流出防止のために御協力を（県警からのお知らせ）

<経済安全保障について>

1 技術情報流出防止対策の重要性

- (1) 日本企業が有する高度な技術情報は諸外国から狙われています。
- (2) 機微な技術情報を保有していれば、事業規模にかかわらず、合法、非合法を問わず標的となる可能性があります。
- (3) デジタル化の進展もあり、情報の持ち出しが容易になっています。
- (4) 技術情報が流出した場合、その影響は自社のみならず取引先をはじめ広範囲に及ぶことが予想されます。
技術情報の流出は、
 - ・ 日本の技術的優位性の低下
 - ・ 日本の独立、生存及び繁栄に影響を及ぼす懸念
 - ・ 流出した技術情報等の軍事転用による世界の安全保障環境への懸念に繋がります。

2 茨城県警察の取組

茨城県警察では、企業や研究機関など事業所を訪問し、技術情報流出防止に向けた取組を行っています。警察官が伺った際には御協力をお願いします。

また、

- ・ 海外から不審なメールがきた
- ・ 突然、海外から視察依頼がきた
- ・ 技術職員が突然退職した
- ・ 海外から事業内容の問合せがあった

などの不審な動向や情報等を把握した場合には、些細なことでも結構ですので、情報提供や相談をお願いします。

<経済安全保障対策を強化へ>

1 経済安全保障推進法案閣議決定

政府は、令和4年2月25日、経済安全保障推進法案を閣議決定しました。

この法案は、

- (1) 重要物資の供給網確保
- (2) 基幹インフラ設備の事前審
- (3) 先端技術開発の促進
- (4) 特許非公開

の4本柱で構成されており、半導体などの重要物資の供給や基幹インフラ（社会基盤）の安定性を確保し、機微技術の流出防止を図る国内体制を整備するものとなっています。

その狙いは、

- ・ 機密情報の保護

・ 技術の海外流出防止
などにより、経済構造の自律性を高めることにあります。

2 経済安全保障対策の取組

経済界では、同法案の成立を見据え、社内の体制整備を進めるなどの対応が始まるなど、官民挙げて技術情報流出防止対策が進められています。

茨城県警察でも経済安全保障対策に取り組んでいます。
技術情報流出防止のために御協力を

<悪意ある者からの接近を防ぐには>

○個人：リスクを軽減するために「4つのR」を意識しましょう

- ・ Recognize（つながる相手を「意識」すること）
- ・ Realize（危険性に「気付く」こと）
- ・ Report（組織に「報告」すること）
- ・ Remove（つながりから「離脱」すること）

○事業所：「5つのE」を基本とした社内教育・防止対策を推進しましょう

- ・ Educate why（なぜ社内教育をするかの背景事情の説明）
- ・ Enable how（社員が留意事項を理解するためのコンテンツの準備と活用方法に関する検討）
- ・ Shape the Environment（社員が不審動向を把握した際に相談しやすい環境の整備）
- ・ Encourage the action（社員からの報告に適切に対応することによる更なる報告の促進）
- ・ Evaluate（社内教育の効果の検証）

出典：イギリス国家インフラ保護センター(CPNI)「Think Before You Link」

オンライン上のリスクが顕在化しています！SNSの危険性について認識の共有を！
技術情報流出防止のために御協力を

【問い合わせ先】

茨城県警察本部警備部外事課

TEL 029-301-0110 E-mail keizaianpo110@pref.ibaraki.lg.jp

5. 【情報】令和3年度経営革新計画事例集のご紹介

~~茨城労働局では、令和4年4月1日より「女性活躍推進法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合茨城県では、中小企業等経営強化法に基づき、新サービスの提供や新商品の開発等の新たな取組を行い経営基盤の強化を目指す「経営革新計画」の承認を受けた事業者の中から、様々な創意工夫により経営の向上を果たした事業者の取組をご紹介させていただき、「経営革新計画事例集」を作成しております。~~

令和3年度は、以下の11社の事業者のご協力をいただき、経営革新計画の内容やその効果などをご紹介しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/jireisyu-2020.html>

1. 株式会社加藤木工（家具製造業）【城里町】
2. 有限会社高橋食品（豆腐製造業）【八千代町】
3. 株式会社井川建築設計事務所（建築設計事務所）【稲敷市】
4. 株式会社丸精（金属製品製造業）【筑西市】
5. 有限会社平賀石材店（石工品製造業）【城里町】
6. 株式会社サンエンジニアリング（設備工事業）【古河市】
7. HARAKEN株式会社/株式会社 CORRS（ゴルフ用品製造業/ゴルフ用品販売業）【古河市】
8. 株式会社フジヨシ（人材サービス業）【筑西市】
9. いばそう企画有限会社（葬祭業）【日立市】
10. 有限会社ミートショップ大嶋屋（食肉卸売業・小売業）【筑西市】
11. らすく工房・美・Sekiyama（菓子・パン小売業）【土浦市】

経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関による低利融資、信用保証の特例等の各種支援策をご利用いただけます。

※支援策を利用するには、別途、各支援機関による審査を受ける必要があります。

本事例集を、新サービスの提供や新商品の開発等、経営の向上に向けた新たな取組の検討のご参考としてご活用いただくとともに、ぜひ、経営革新計画の策定にもチャレンジしていただいま

すと幸いです。

経営革新計画の概要についてはこちらからご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/top.html>

【問い合わせ先】

県産業戦略部中小企業課経営支援室

TEL 029-301-3550 E-mail shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp



6. 【告知】「企業経営者が考える成長期待度」に係るアンケート調査にご協力ください！

平成30年11月に策定した茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～における数値目標の一つとして、「企業経営者が考える成長期待度」を設定し、県が行う様々な施策の成果として、本県が、企業経営者など投資をしようという立場の方から見て成長を期待できる地域になっているかどうかを定点的に把握することとしております。

当該数値目標に係るアンケート調査を実施しておりますので、アンケートへのご協力をお願いいたします。

○実施時期：令和4年3月1日（火）～4月30日（土）

○実施方法：県ホームページにアンケートサイトを設置

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/seisaku/kikaku1-sogo/seichokitai2021.html>

○備考：設問は5問で、5分前後で終了します。

【問い合わせ先】

県政策企画部 計画推進課 総合計画グループ

TEL 029-301-2523 E-mail kikaku2@pref.ibaraki.lg.jp



7. 【情報】茨城の“新”名物料理「いばらきガパオ」が誕生しました！

県では「食」を観光目的の切り口とした様々な活動に取り組んでおり、その取り組みの一つとして新たに誕生したのが「いばらきガパオ」です。

「いばらきガパオ」は本県が生産量トップを誇るれんこんや県産米、県産の鶏肉、鶏卵を使った、茨城の“味力”がたっぷり詰まったオリジナル料理。タイの国民食を日本人向けにアレンジした「ガパオライス」を想起させつつ、食材の豊かな茨城の恵みをふんだんに使用し、かつ県内の飲食店が独自の味わいで提供できる一品に仕上げています。

ちょっぴりエスニック、でもどこか懐かしい味わいで、食べると楽しい気分になれるような名物料理を目指しています。

<https://www.ibarakiguide.jp/gaprao.html>

(1) 県内各地の飲食店で販売中

茨城県公式観光ポータルサイト「観光いばらき」では、提供している飲食店やテイクアウト店舗の情報などを公開しています。提供店舗は随時拡大中です。

(2) Jリーグのスタジアムで「連勝（レンカツ）いばらきガパオ」！

3月に開催されるJリーグの公式戦で、いばらきガパオが味わえます。茨城県立カシマサッカースタジアムとケーズデンキスタジアムのスタジアムグルメで提供します。

- ・販売期間：鹿島アントラーズと水戸ホーリーホックのホームゲーム開催日
- ・販売場所：茨城県立カシマスタジアム 32 番売店／ケーズデンキスタジアム 2F コンコース

(3) 梅まつり会場で「いばらきガパオ弁当」販売

3月の土日限定で、水戸の梅まつり開催中の偕楽園藤棚下売店にて「いばらきガパオ弁当」を販売しています。偕楽園公園や千波湖周辺、ご自宅などでぜひご賞味ください。

【問い合わせ先】

県営業戦略部観光物産課誘客営業グループ

TEL 029-301-3622 E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp



